

ウズベキスタン

商標法

商標、サービスマーク及び商品原産地名称に関する法律

2001年8月30日 No. 267-II

2011年12月26日 RUz No. ZRU-312 の法律第7条により改正

目次

- 第1条 本法の目的
- 第2条 商標、サービスマーク及び商品原産地名称に関する法令
- 第3条 商標及びサービスマーク
- 第4条 商標の法的保護
- 第5条 商品原産地名称
- 第6条 商品原産地名称の法的保護
- 第7条 認定国家機関
- 第8条 商標、商品原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願
- 第9条 商標、商品原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願に課せられる要件
- 第10条 商標として登録されない標章
- 第11条 商品原産地名称としての登録の対象でない標識
- 第12条 商標の優先権
- 第13条 商標、商品原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願の公式審査
- 第14条 商標、商品原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願の方式審査
- 第15条 請求された標章の審査
- 第16条 公式審査の結果に対する審判請求
- 第17条 商標、商品原産地名称及び(又は)当該名称を使用する権利の登録出願の譲渡又は取下
- 第18条 商標、商品原産地名称及び(又は)当該名称を使用する権利の登録
- 第19条 登録関連情報の公告
- 第20条 商標登録証及び商品原産地名称を使用する権利の登録証
- 第21条 商標登録証及び商品原産地名称を使用する権利の登録証の有効期間
- 第22条 商標登録証及び商品原産地名称を使用する権利の登録証の有効期間の延長
- 第23条 商標登録証及び商品原産地名称を使用する権利の登録証の変更
- 第24条 商標登録証又は商品原産地名称を使用する権利の登録証の無効認定
- 第25条 商品原産地名称の登録取消、商標登録証又は商品原産地名称を使用する権利の登録証の無効認定
- 第26条 商標の排他権
- 第27条 商標の使用
- 第28条 商品原産地名称の使用
- 第29条 予防的表示
- 第30条 商標の権利の移転
- 第31条 法人商標所有者の組織再編中の商標の移行

第 32 条 商標の再登録の条件

第 32-1 条 著名商標

第 32-2 条 著名商標の法的保護

第 33 条 特許手数料

第 34 条 特許代理人

第 35 条 商標及び商品原産地名称の他の国における登録

第 36 条 外国の法人及び自然人が享受する権利

第 37 条 紛争解決

第 38 条 商標及び商品原産地名称に関する法令の違背に対する責任

第1条 本法の目的

本法は、商標、サービスマーク及び商品原産地名称の法的保護及び使用の分野における関係を規制する。

第2条 商標、サービスマーク及び商品原産地名称に関する法令

商標、サービスマーク及び商品原産地名称に関する法令は、本法及びその他の法律文書を含む。

ウズベキスタン共和国が署名した一定の国際協定が、商標、サービスマーク及び商品原産地名称に関する、ウズベキスタン共和国の法令が定める以外の規則及び細則を制定する場合は、国際協定の定めるものを適用する。

第3条 商標及びサービスマーク

商標及びサービスマーク(以下「商標」という)は、定められた手続を遵守して登録された標章であり、1の法人及び自然人の商品及びサービス(以下「商品」という)をその他の法人及び自然人の類似の商品から識別する役割を果たすものである。

商標は、個別標章及び団体標章とすることができる。

個別標章は、個々の法人又は自然人に属する商標である。

団体標章は、法人及び／又は自然人の団体の商標である。

標章は、類似の品質又はその他の共通の特性により特徴付けられた商品であって、これらの法人及び／又は自然人が生産及び／又は販売するものを表示することが意図されたものである。図形的なもの、言葉によるもの、立体的なもの及びその他の種類の標章又はその組合せ、何らかの色彩又は色彩の組合せを有するものは、商標として登録することができる。

第4条 商標の法的保護

商標の法的保護は、本法によって定められた手続に従うその登録に基づいて、また、ウズベキスタン共和国が当事国である関連する国際協定の効力により付与される。

商標は、企業家活動を行う法人又は自然人のために登録することができる。

第5条 商品原産地名称

商品であって、その固有の特徴が所与の地理的場所の特性としての自然条件若しくはその他の要因により、又は自然条件及びこれらの要因の組合せによって専ら又は主として決定されるものを指定するために用いられる国、居留区、地方又はその他の地理的地域(以下「地理的地域」という)の名称は、商品原産地名称として認定され得る。

第6条 商品原産地名称の法的保護

商品原産地名称の法的保護は、本法により定められた手続に従うその登録に基づいて、また、ウズベキスタン共和国が署名した国際協定の効力によって付与される。

商品原産地名称は、所与の地理的地域であって、その名称が生産する商品を指定するために使用されるものに所在する1又は複数の法人又は自然人が登録することができる。

商品原産地名称が登録された場合は、その所有者はそれを使用する権利を付与される。ただし、その者が、商品であって、その固有の特徴が所与の地理的場所の特性としての自然条件

若しくはその他の要因により、又は自然条件及びこれらの要因の組合せによって専ら又は主として決定されるものを製造していることを条件とする。

本法に定めるところにより登録された商品原産地名称を使用する権利はまた、同じ地理的地域に所在し、同じ特徴により特徴付けられる商品を製造する他の法人又は自然人にも付与され得る。

第7条 認定国家機関

ウズベキスタン共和国の知的所有権庁(以下「庁」という)は、商標及び商品原産地名称の保護のために認定された国家機関とみなされる。

庁は、次の事項を行うものとする。

- － 商標及び原商品産地名称の保護における統一国家方針の策定及び履行に関与すること
- － 商標、商品原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願を検討のために受理し、その公式審査の手続を実行すること
- － 商標、商品原産地名称及び当該名称を使用する権利、並びに商標に係る権利の移転についての合意を登録すること
- － 商標国家登録簿及び商品原産地名称国家登録簿(以下「登録簿」という)、並びにウズベキスタン共和国において著名な商標の一覧(以下「著名商標一覧」という)を維持管理すること
- － 商標登録証及び商品原産地名称を使用する権利の登録証を交付すること
- － 商標の登録及び商品原産地名称を使用する権利の付与、並びにウズベキスタン共和国において著名な商標の認知に関する公式情報を公告すること
- － 法令に従うその他の権限を行使すること

第8条 商標、商品原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願

商標、商品原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願は、法人又は自然人(以下「出願人」という)が特許庁に提出する。

団体標章の登録出願は、法人及び／又は自然人の団体のために、その構成員により承認された当該団体標章の使用に関する合意に従って行う。

商標、商品原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願の提出日は、庁が出願を受領した日とする。

複数の商品の一覧を含む商標登録出願は、出願人の依頼があったときは、2以上の出願に分割することができ、原出願の提出日は維持されるものとする。

ウズベキスタン共和国の国際協定により先に保護された商標に係る登録出願は、庁が定める手続に沿って行う。

第9条 商標、商品原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願に課せられる要件

商標、商品原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願は、1の商標又は商品原産地名称を対象とするものでなければならない。

出願は、次のものを含まなければならない。

- － 商標、商品原産地名称又は当該名称を使用する権利としての標章の登録を求める願書
- － 請求される標章の表示
- － 商標の登録が求められた商品であって、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類

に従ってまとめられたものの一覧

－ 商品であって、その商品原産地名称又は当該名称を使用する権利の登録が求められているものの種類。これには、地理的地域の境界内の生産地の表示及びその固有の特徴についての説明を添える。

出願には、次の書類を含めなければならない。

- － 出願に課せられる一定の特許手数料の納付を確認する書類
- － 特許代理人を通じて出願する場合は、出願人が発行する委任状
- － 出願人が当該地理的地域に所在し、かつ、商品であって、その固有の特徴が当該地理的地域の特性としての自然条件若しくは他の要因、又は自然条件とこれらの要因との組合せと密接に関係するものを製造していることを確認する書類
- － 商品の原産国において請求された商品原産地名称を使用する外国の出願人の権利を確認する書類

商標、商品原産地名称及び当該名称を使用する権利が登録されるために提出すべき書類に係る要件は、庁がこれを定める。

第10条 商標として登録されない標章

次の標章は、商標として登録されない。

- 1) 国家の紋章、国旗及び賞のしるし
- 2) 国家の公式名称、国際機関又は政府間機関の略称又は完全名称
- 3) 公的管理及び保証印、品質証明及び印章
- 4) ウズベキスタン共和国において国家機関で用いられる階級の勲章及び記章
- 5) 識別能力を欠く画像
- 6) 一定の商品の標章として広く使用されている標章
- 7) 一般に認められた記号及び用語とみなされる標識
- 8) 種類、品質、数量、特徴、用途及び価額のような商品の特性、並びにその生産又は販売の時期及び場所を特徴付けるために使用される標識
- 9) 商品又はその製造者に関して虚偽の標章、又は使用者を誤認させる虞のある標章
- 10) 真正な商品生産地を形式的に示すが、別の地域を出所とするとの誤解を与える標章
- 11) ミネラルウォーター、ぶどう酒又は強度の蒸留酒を特定する場所名であるか、又は地理的名称を含む標章であって、当該地域を出所としない商品を指定するために使用されるもの、並びに翻訳された標章及び「brand」、「type」、「style」等の語を付して使用される標章
- 12) 公益、人間性の原理及び道徳に反する標章
- 13) 次の標章及び商標と同一であるか、又は混同を招く程類似する標識
 - － あらゆる種類の商品に関して、定められた手続に従って、公知のものとして認められた他人の商標
 - － 本法に従って保護された商品原産地名称。ただし、あらゆる種類の商品に関して当該名称を使用する権利を有する者のために登録された商標において保護対象外要素としてこれらを含む場合を除く。
 - － 定められた手続に従って登録された証明標章
- 14) 次のものを再現する標章
 - － ウズベキスタン共和国において周知の法人名称(又はその一部)であって、これらの名称を

使用する権利を類似商品に関する当該商標の登録出願の前に譲り受けた他人に属するもの

- － 生産のひな形であって、ウズベキスタン共和国におけるその権利が他人に属するもの
- － ウズベキスタン共和国において周知である科学、文学及び芸術作品のタイトル、並びにその名声及び引用、芸術作品又はその一部であって、著作権所有者又はその承継人の許可なしに使用する場合

- － 姓、名、筆名及びその派生物、並びに有名人の肖像及び模写であって、これらの表象がウズベキスタン共和国の歴史的及び文化的財産である場合において、その相続人又は適切な国家当局の許可なしに使用されるとき

本条第1段落1)から4)までに示す標章は、それに対する許可が対応する国家当局又は標章所有者によって与えられている場合は、保護対象外要素として商標に含めることができ、また、本条第1段落5)から8)までにいう標章は、商標において支配的な地位を占めない場合は、保護対象外要素として商標に含めることができる。

本条第1段落5)から8)までに示す標章の登録は、これらの標章が、その使用の結果として実際に識別可能となったことを条件として、許可することができる。

本条第1段落13)第2号及び第3号に示す商標と混同する程に類似する標章の登録は、この標章の登録について当該商標の所有者が同意することを条件として、許可することができる。

第11条 商品原産地名称としての登録の対象でない標識

次の標識は、商品原産地名称としての登録の対象とはされない。

- － 場所の名称である標識であって、商品の生産地に関して使用者を惑わせる虞があるもの
- － 商品の真正な生産場所を形式的に示すが、別の場所を出所とする商品であるとの虚偽の認識を与える標識
- － 商品が生産される場所と関係しない地理的名称を含む標識であって、ウズベキスタン共和国において一定の商品の標識として日常的に使用されるようになったもの

第12条 商標の優先権

商標の優先権は、商標登録の出願日に基づいて設定される。

商標の優先権は、工業所有権の保護に関するパリ条約に加盟している国における最初の商標登録出願日より設定される(「条約優先権」)が、当該日から6月以内に庁が商標登録出願を受領することを条件とする。

工業所有権の保護に関するパリ条約に加盟している国の1で開催された公式又は公認の国際博覧会において展示された商標の優先権は、博覧会における展示物の公開陳列が開始された日より設定される(「博覧会優先権」)が、当該日から6月以内に庁が商標登録出願を受領することを条件とする。

条約優先権又は博覧会優先権を請求する出願人は、商標登録の出願時に又は当該出願を庁が受領した後2月以内に、当該請求の適法性を証明する必要書類と共に、これを示さなければならない。又は出願人はこれらの書類を、商標登録出願を庁が受領した後3月以内に提出しなければならない。

商標登録出願が複数の出願に分割された場合は、各出願の優先権は、原出願の優先日より設定される。

商標優先権は、ウズベキスタン共和国の国際協定により先に保護された商標優先日より設

定することができる。

第 13 条 商標，商品原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願の公式審査

商標，商品原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願の公式審査は，庁によって実施され，方式審査手続及び請求された標識の審査を含む。

商標，商品原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願の公式審査中に，それに対する適切な決定がなされるまでは，出願人は自発的に，出願の内容を変更しないことを条件として，出願書類を修正し，明確化し，又は補足する権原を有する。

商標登録出願の公式審査中に，それに対する適切な決定がなされるまでは，出願人は，原出願を 2 以上の出願に分割し，原出願に指定した商品を分割した出願に振り分ける権原を有する。

庁は，それがなければ審査を実施することができない追加情報を出願人に要求する権利を有する。

庁がした要求に従い，追加資料は，出願人への要求送付から 3 月以内に，提出されなければならない。出願人の請求に基づいて，当該期間は最長 6 月まで延長することができる。出願人が要求された追加情報，又は提出期限の延長請求を提出しない場合は，出願は取り消されたものとみなされる。

出願人が遵守しなかった指定期限は，期限到来後 2 月以内に提出する出願人の請求に基づいて，庁が回復させることができる。

第 14 条 商標，商品原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願の方式審査

商標，商品原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願に係る方式審査の手続は，出願が庁に提出された日から 30 日以内に実施される。

方式審査手続の過程で，次のこと，なわち，商標，商品原産地名称及び当該名称を使用する権利の登録出願の内容，必要書類のすべてが揃っていること，並びにそれらが定められた要件を遵守していることが検証される。方式審査手続が完了したときは，検討のために出願を受理するか又は拒絶するかを庁の決定が出願人に通知される。

第 15 条 請求された標章の審査

商標，商品原産地名称及び／又は当該名称を使用する権利の登録出願を検討のために受理する旨の決定に続いて，庁は，出願日から 7 月以内に，請求された標章を審査する。

審査手続を実行するときは，庁は，請求された標章が，商標の審査の場合は第 3 条第 1 段落及び第 10 条(同条第 1 段落 14)を除く)の規定に，又は商品原産地名称及び(又は)当該名称を使用する権利の付与の審査の場合は第 6 条及び第 11 条の規定に合致するか否かを検証する。審査手続が完了したときは，庁は，商標，商品原産地名称又は当該名称を使用する権利の付与を登録するか，又は当該登録を拒絶するかを決定し，出願人は何れの場合にもその通知を受ける。

商標を登録する旨の庁の決定は，第 12 条に従って，先の優先権を享受する出願の受領後に見直すことができる。

第 16 条 公式審査の結果に対する審判請求

出願人は、決定がなされた日から 3 月以内に、庁の審判部(以下「審判部」という)に対して、公式審査の結果に対する審判請求をする権利を有する。

公式審査の結果に対する審判部への審判請求手続は、庁がこれを定める。

出願人は、審判部の決定に対して、その決定がなされた日から 6 月以内に、裁判所に上訴することができる。

第 17 条 商標、商品原産地名称及び(又は)当該名称を使用する権利の登録出願の譲渡又は取下

商標、商品原産地名称及び(又は)当該名称を使用する権利の登録出願は、庁によるその審査の何れの段階においても、ただし、商標、商品原産地名称及び(又は)当該名称を使用する権利がそれぞれ登録される日より前に、出願人が譲渡するか又は取り下げることができる。

第 18 条 商標、商品原産地名称及び(又は)当該名称を使用する権利の登録

公式審査の結果に基づいて、庁は、所定の特許手数料の納付を確認する書類を受領した日から 3 日以内に、商標、商品原産地名称及び(又は)当該名称を使用する権利を、対応する登録簿に記録する。

登録簿に記録される詳細の一覧は、庁がこれを定める。

第 19 条 登録関連情報の公告

商標、商品原産地名称及び(又は)当該名称を使用する権利の登録に関する情報は、庁の公報に公告される。公告される詳細の一覧は、庁がこれを定める。

第 20 条 商標登録証及び商品原産地名称を使用する権利の登録証

商標登録証は、商標として請求された標章が登録された事実、並びに商標の優先権及び登録証に表示された商品に関する商標所有者の排他的使用権を証明する。

商品原産地名称を使用する権利の登録証は、(i) 商品原産地名称として請求された標章が登録された事実、及び(ii) 登録証に表示された商品に関し当該名称を使用する登録証所有者の権利を証明する。

商標登録証及び商品原産地名称を使用する権利の登録証の何れも、当該商標、商品原産地名称及び(又は)当該名称を使用する権利が対応する登録簿に記録された後 10 日以内に、庁により交付される。登録証の白紙様式及び表示されるべき詳細の一覧は何れも、庁がこれを定める。

第 21 条 商標登録証及び商品原産地名称を使用する権利の登録証の有効期間

商標登録証又は商品原産地名称を使用する権利の登録証は、出願日から 10 年間有効とする。

第 22 条 商標登録証及び商品原産地名称を使用する権利の登録証の有効期間の延長

商標登録証及び商品原産地名称を使用する権利の登録証の有効期間は何れも、その有効期間の最終年中に提出する所有者の請求により、10 年ごとに延長することができる。

本条第 1 段落に示す請求には、次の書類を添付しなければならない。

- － 所定の特許手数料が納付されたことを確認する書類
 - － 特許代理人を通じて請求が提出された場合は、出願人が発行した委任状
 - － 商品原産地名称を使用する権利を有する者が、当該地理的地域に所在し、登録証に表示された特性により特徴付けられた商品を製造していることを確認する書類
- 商標登録証又は商品原産地名称を使用する権利の登録証の有効期間延長に係る適切な登録は、対応する登録簿に記録される。
- 本条第1段落に示す請求の期限は、登録証の有効期間の満了前6月以内に提出する登録証所有者の請求によって延長することができる。

第23条 商標登録証及び商品原産地名称を使用する権利の登録証の変更

商標所有者又は商品原産地名称を使用する権利の登録証所有者は、自己の称号、姓、名又は父称の変更、並びに当該商標又は商品原産地名称の登録に関するその他の変更があったときは、これを庁に通知する。更に、商標が登録されている商品の一覧の縮小、及びその内容を変更しない商標の個々の要素の変更があれば、これを庁に通知しなければならない。庁は、当該商標登録証又は商品原産地名称を使用する権利の登録証にこれらの変更を証明する注記を付し、対応する登録簿への適切な記入を行う。

商標登録証の無効認識に関する紛争が生じた場合は、法的保護が争われていない1の商品又は一部の商品についての別の商標登録が、商標所有者の請求に従って、複数の種類の商品に関して有効な商標登録から選出される。

第24条 商標登録証又は商品原産地名称を使用する権利の登録証の無効認定

商標登録証は、第4条第2段落及び第10条第1段落1)から12)までに定められた要件に違反して交付された場合は、その有効期間全体を通じて全面的に又は部分的に無効と認定することができる。又は第10条第1段落13)及び14)の要件に違反して交付された場合は、商標登録に関する情報の公報における公告日から5年以内に、無効と認定することができる。

商品原産地名称を使用する権利の登録証は、本法により定められた要件に違反して交付された場合は、その有効期間を通じて無効と認定することができる。

商標登録証又は商品原産地名称を使用する権利の登録証は、審判評議会又は裁判所の下した決定を根拠として、完全に又は部分的に無効と認められる。

第25条 商品原産地名称の登録取消、商標登録証又は商品原産地名称を使用する権利の登録証の無効認定

商品原産地名称の登録は、次の場合には取り消すことができる。

- － 所与の地理的地域の特性としての自然条件が消滅し、それにより登録簿に表示された特徴を有する商品の製造が不可能になった場合
- － 外国の法人又は自然人が、商品の出所国において当該商品原産地名称を使用する権利を喪失した場合

商標登録証又は商品原産地名称を使用する権利の登録証は、その有効期間の満了の結果として終了する。

商標登録証は、前記の指定期限の前でも、次の場合は部分的又は完全に無効とすることができる。すなわち、関係人の請求による裁判所の判決に基づく場合；その登録日から5年以内

に商標が継続的に使用されない場合、及び団体標章の使用に関する合意に違反した場合である。商標所有者は、自らの支配を超える商標不使用の理由であって、不使用に関係する、指定期限前の商標登録証無効認定の問題の決定に際し考慮されるべきものの証拠を提示することができる。

商標登録証又は商品原産地名称を使用する権利の登録証は、次のものに基づいて指定期限前に無効とされる。

- － 審判部による適切な決定
- － 商標登録証所有者が庁に提出した請求
- － 裁判所の下した決定

第 26 条 商標の排他権

商標所有者は、所与の商標を使用及び処分する排他権を有する。

商標の排他権は、登録証に表示された商品に関して有効とし、庁の公報における公告日から始まる登録有効期間が満了するまで行使される。

許可されていない生産、使用、輸入、販売の申出及び販売、並びにこの目的で商標若しくはこの商標を付した商品、又は類似の商品に関し、混同を招く程類似した何らかの標章を流通させ、貯蔵する他の方法は、商標の排他権の侵害とみなされる。

第 27 条 商標の使用

商標が登録された商品及び(又は)その包装に、商標所有者又は第 30 条に従ってライセンス契約により当該権利を付与された者が商標を適用することは、商標の使用であるとみなされる。これには、広告、刊行物、公式の白紙様式、看板並びにウズベキスタン共和国で開催される博覧会及び見本市における展示物の陳列における商標の使用も含まれる。

仲介活動を行う法人及び自然人は、適切な合意に基づいて、商品製造者の商標と共に自己の商標を使用することができる。

第 28 条 商品原産地名称の使用

商品、包装、看板、公式の白紙様式、広告、刊行物及び民間の流通に商品を導入することに関連するその他の文書に対して商品原産地名称を適用することは、商品原産地名称の使用であるとみなされる。

商品原産地名称を使用する権利、及びライセンス契約に基づく商品原産地名称を使用する権利の付与の譲渡は、許可されない。

商品原産地名称を使用する権利の登録証を有さない者による、登録された商品原産地名称の使用は、真の商品原産地が表示され、又は名称が翻訳版として、若しくは type, kind, style 等の語と組み合わせて使用される場合であっても、許可されない。何らかの商品に類似の標章を適用して、それにより商品原産地及び固有の特徴に関し消費者の誤認を招くことも、許可されない。

第 29 条 予防的表示

商標所有者又は商品原産地名称を使用する権利の登録証所有者は、当該商標又は商品原産地名称の傍らに、ローマ字「R」又は丸で囲まれた「R」の形の予防的表示を配置して、商品又

は包装に適用された標章がウズベキスタン共和国において登録された商標又は商品原産地名称であることを示すことができる。

第 30 条 商標の権利の移転

商標の排他権は、その所有者が適切な合意に基づいて他人に移転することができる。

商標の権利の移転は、これが当該商品又はその製造者に関して消費者を誤認させる虞がある場合は、許可されない。

商標を使用する権利は、商標所有者(ライセンサー)が、ライセンス許諾契約に基づいて、他人(ライセンシー)に付与することができる。

ライセンス許諾契約は、ライセンシーの商品の品質がライセンサーの商品の品質を下回っていないこと、及びライセンサーはこの要件の遵守を監督する権限を有することを規定しなければならない。

商標の権利を移転する旨の合意又はライセンス許諾契約は何れも、庁への登録を条件とする。団体標章及びそれを使用する権利は、他人に移転することができない。

第 31 条 法人商標所有者の組織再編中の商標の移行

法人である商標所有者の合併の場合は、商標は、新たに登録された法人に移行する。

登録商標を所有する法人の分割の場合は、商標は、商品の生産が移る新たに登録された法人に移行する。商標が登録された商品の生産に係る一部分を商標所有者が維持する場合は、両法人は、その合意(契約)を以って、商標の共同所有者として認定され得る。当該合意(契約)は、庁に登録されることを条件とする。

法人商標所有者が別法人の関連会社になる場合は、商標の権利は別法人に移行する。

第 32 条 商標の再登録の条件

登録証の有効期間が満了した商標は、商標登録証の失効日後 3 年以内は、別の者のために再登録することができない。当該規定は、商標登録証の有効期間の満了前の商標所有者による放棄の場合にも適用される。

第 32-1 条 著名商標

法人又は自然人の請求により、ウズベキスタン共和国における著名商標は、その登録に基づきウズベキスタン共和国領域内で保護される商標、ウズベキスタン共和国の協定に従って登録なしにウズベキスタン共和国領域内で保護される商標、更にウズベキスタン共和国において商標として使用されるが、ウズベキスタン共和国領域内で法的保護を受けない標章と認めることができる。ただし、当該商標又は標章が、請求に示された日からウズベキスタン共和国国内での広範な使用の結果として、当該人の商品に関して関連する消費者間で周知となったことを条件とする。

著名商標は、商標に対して本法に規定される法的保護を付与される。

第 32-2 条 著名商標の法的保護

著名商標に対しては、法に定める手続に従って、審判部の決議に基づいて法的保護が付与される。

著名と認められる商標は、庁により、著名商標一覧に登録される。

著名商標に関する情報は、著名商標一覧に登録された後、庁の公報で公告される。

庁は、商標が著名商標一覧に登録された日から 10 日以内に、著名商標登録証を発行する。登録証の様式及びそこに含める情報の内容は、庁がこれを定める。

著名商標の法的保護は、無期限に有効である。

第 33 条 特許手数料

商標、商品原産地名称又は当該名称を使用する権利の登録に関連する法的手続の履行には、庁に納付すべき一定の手数料が賦課される。特許手数料は、本法に定める職務の履行に関する費用を賄うために使用される。

特許手数料の額及び納付条件、納付免除の基礎、減額又は返却、及び特許手数料の使用手続は、ウズベキスタン共和国の内閣により定められる。

第 34 条 特許代理人

特許代理人は、庁に対して法人及び自然人を代理する権利を行使する。

ウズベキスタン共和国の市民で、ウズベキスタン共和国に居住する者は、特許代理人となることができる。特許代理人の資格要件、その証明及び登録の手続は、法令により定められる。

ウズベキスタン共和国外に居住する自然人及び外国の法人は、庁に登録された特許代理人を通じて、商標及び商品原産地名称の登録業務を行い、それに関連する法律上の行為を実施する。

ウズベキスタン共和国に居住するが、一時的に国外に滞在する自然人は、特許代理人なしに商標及び商品原産地名称の登録業務を行うことができ、それに関連する法律上の行為を実施することができる。ただし、当該人は、ウズベキスタン共和国内の通信宛先を指示しなければならない。

特許弁護士の権限は、委任状によって証明されるものとする。

第 35 条 商標及び商品原産地名称の他の国における登録

ウズベキスタン共和国の法人及び自然人は、定められた手続に従って、商標又は商品原産地名称を他の国において登録する権利を有する。

第 36 条 外国の法人及び自然人が享受する権利

外国の法人及び自然人は、ウズベキスタン共和国の法人及び自然人と同等に、又は相互主義の原則に基づいて、本法に定める権利を享受する。

第 37 条 紛争解決

何らかの紛争が商標及び商品原産地名称の法的保護に関連して生じた場合は、法令により定められた手続に従って解決されるものとする。

第 38 条 商標及び商品原産地名称に関する法令の違背に対する責任

商標及び商品原産地名称に関する法令に違背したと認められる者は、定められた手続に従って責任を負うものとする。